

第4 租税特別措置法関係通達（連結納税編）関係

平成15年2月28日付課法2-5ほか1課共同「租税特別措置法関係通達（連結納税編）の制定について」（法令解釈通達）のうち次の「改正前」欄に掲げるものをそれぞれ「改正後」欄のように改める。

一 例言

改 正 後	改 正 前
例 言	例 言
1	1
2	2
.....
(例)	(例)
第2章 連結法人の特別税額控除及び減価償却の特例	第2章 連結法人の特別税額控除及び減価償却の特例
第68条の16（特定設備等の特別償却）関係	第68条の16（特定設備等の特別償却）関係
第1款 共通事項	第1款 共通事項
第2款 <u>公害防止用設備</u>	第2款 <u>公害防止設備</u>
第3款 海洋運輸業等	第3款 海洋運輸業等
第4款 <u>自動車教習用貨物自動車</u>	
3	3
4	4

二 目次

改 正 後	改 正 前
第1章 共通規定	第1章 共通規定
第68条の2～第68条の3（共通事項）関係	第68条の2～第68条の3（共通事項）関係

第1章の2 中小企業者等である連結法人の法人税率の特例

第68条の8（中小企業者等である連結法人の法人税率の特例）関係

第2章 連結法人の特別税額控除及び減価償却の特例

第68条の9（試験研究を行った場合の法人税額の特別控除）関係

第1款 試験研究費の範囲

第2款 試験研究費の額

第3款 中小連結親法人

第4款 その他

第68条の10～第68条の36（共通事項）関係

第68条の10（エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）関係

第68条の11（中小連結法人が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）関係

第68条の13（沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）関係

第68条の14（国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の特別償却等又は法人税額の特別控除）関係

第68条の14の2（国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）関係

第68条の14の3（地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）関係

第68条の15（地方活力向上地域において特定建物等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）関係

第68条の15の2（特定の地域において雇用者の数が増加した場合の法人税額

第1章の2 中小企業者等である連結法人の法人税率の特例

第68条の8（中小企業者等である連結法人の法人税率の特例）関係

第2章 連結法人の特別税額控除及び減価償却の特例

第68条の9（試験研究を行った場合の法人税額の特別控除）関係

第1款 試験研究費の額

第2款 中小連結親法人

第3款 その他

第68条の10～第68条の36（共通事項）関係

第68条の10（エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）関係

第68条の11（中小連結法人が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）関係

第68条の13（沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）関係

第68条の14（国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の特別償却等又は法人税額の特別控除）関係

第68条の14の2（国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）関係

第68条の15（地方活力向上地域において特定建物等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）関係

第68条の15の2（特定の地域において雇用者の数が増加した場合の法人税額

の特別控除) 関係

第 68 条の 15 の 3 (認定地方公共団体の寄附活用事業に関する寄附をした場合
の法人税額の特別控除) 関係

第 68 条の 15 の 4 (特定中小連結法人が経営改善設備を取得した場合の特別償
却又は法人税額の特別控除) 関係

第 68 条の 15 の 5 (中小連結法人が特定経営力向上設備等を取得した場合の特
別償却又は法人税額の特別控除) 関係

第 68 条の 15 の 6 (雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控
除) 関係

第 68 条の 15 の 7 (法人税の額から控除される特別控除額の特例) 関係

第 68 条の 16 (特定設備等の特別償却) 関係

第 1 款 共通事項

第 2 款 公害防止用設備

第 3 款 海洋運輸業等

第 4 款 自動車教習用貨物自動車

第 68 条の 18 (被災代替資産等の特別償却) 関係

第 68 条の 19 (関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研
究施設の特別償却) 関係

第 68 条の 24 (共同利用施設の特別償却) 関係

第 68 条の 26 (特定地域における電気通信設備の特別償却) 関係

第 68 条の 27 (特定地域における工業用機械等の特別償却) 関係

第 68 条の 29 (医療用機器の特別償却) 関係

第 68 条の 31 (障害者を雇用する場合の機械等の割増償却) 関係

の特別控除) 関係

第 68 条の 15 の 3 (認定地方公共団体の寄附活用事業に関する寄附をした場合
の法人税額の特別控除) 関係

第 68 条の 15 の 4 (特定中小連結法人が経営改善設備を取得した場合の特別償
却又は法人税額の特別控除) 関係

第 68 条の 15 の 5 (雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控
除) 関係

第 68 条の 15 の 6 (生産性向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額
の特別控除) 関係

第 68 条の 15 の 7 (法人税の額から控除される特別控除額の特例) 関係

第 68 条の 16 (特定設備等の特別償却) 関係

第 1 款 共通事項

第 2 款 公害防止設備

第 3 款 海洋運輸業等

第 68 条の 19 (関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研
究施設の特別償却) 関係

第 68 条の 24 (共同利用施設の特別償却) 関係

第 68 条の 26 (特定地域における電気通信設備の特別償却) 関係

第 68 条の 27 (特定地域における工業用機械等の特別償却) 関係

第 68 条の 29 (医療用機器の特別償却) 関係

第 68 条の 31 (障害者を雇用する場合の機械等の割増償却) 関係

第 68 条の 34 (サービス付き高齢者向け賃貸住宅の割増償却) 関係

第 68 条の 34 《事業再編計画の認定を受けた場合の事業再編促進機械等の割増償却》関係

第 68 条の 35 《特定都市再生建築物等の割増償却》関係

第 68 条の 36 《倉庫用建物等の割増償却》関係

第 68 条の 41 《準備金方式による特別償却》関係

第 3 章 連結法人の準備金等

第 68 条の 43～第 68 条の 58 《共通事項》関係

第 68 条の 43 《海外投資等損失準備金》関係

第 68 条の 43 の 2 《新事業開拓事業者投資損失準備金》関係

第 68 条の 44 《金属鉱業等鉱害防止準備金》関係

第 68 条の 46 《特定災害防止準備金》関係

第 68 条の 54 《原子力発電施設解体準備金》関係

第 68 条の 54 の 2 《特定原子力施設炉心等除去準備金》関係

第 68 条の 55 《保険会社等の異常危険準備金》関係

第 68 条の 56 《原子力保険又は地震保険に係る異常危険準備金》関係

第 68 条の 57 《関西国際空港用地整備準備金》関係

第 68 条の 57 の 2 《中部国際空港整備準備金》関係

第 68 条の 58 《特定船舶に係る特別修繕準備金》関係

第 68 条の 59 《中小連結法人等の貸倒引当金の特例》関係

第 4 章 削 除

第 5 章 連結法人の鉱業所得の課税の特例

第 68 条の 61 《探鉱準備金又は海外探鉱準備金》関係

第 68 条の 35 《特定都市再生建築物等の割増償却》関係

第 68 条の 36 《倉庫用建物等の割増償却》関係

第 68 条の 41 《準備金方式による特別償却》関係

第 3 章 連結法人の準備金等

第 68 条の 43～第 68 条の 58 《共通事項》関係

第 68 条の 43 《海外投資等損失準備金》関係

第 68 条の 43 の 2 《新事業開拓事業者投資損失準備金》関係

第 68 条の 43 の 3 《特定事業再編投資損失準備金》関係

第 68 条の 44 《金属鉱業等鉱害防止準備金》関係

第 68 条の 46 《特定災害防止準備金》関係

第 68 条の 54 《原子力発電施設解体準備金》関係

第 68 条の 55 《保険会社等の異常危険準備金》関係

第 68 条の 56 《原子力保険又は地震保険に係る異常危険準備金》関係

第 68 条の 57 《関西国際空港用地整備準備金》関係

第 68 条の 57 の 2 《中部国際空港整備準備金》関係

第 68 条の 58 《特定船舶に係る特別修繕準備金》関係

第 68 条の 59 《中小連結法人等の貸倒引当金の特例》関係

第 4 章 削 除

第 5 章 連結法人の鉱業所得の課税の特例

第 68 条の 61 《探鉱準備金又は海外探鉱準備金》関係

第6章 連結法人である沖縄の認定法人の課税の特例

第68条の63（連結法人である沖縄の認定法人の課税の特例）関係

第6章の2 国家戦略特別区域における連結法人である指定法人の課税の特例

第68条の63の2（国家戦略特別区域における連結法人である指定法人の課税の特例）関係

第7章 連結法人である認定農地所有適格法人等の課税の特例

第68条の64（農業経営基盤強化準備金）関係

第68条の65（農用地等を取得した場合の課税の特例）関係

第8章 連結法人の交際費等の課税の特例

第68条の66（交際費等の損金不算入）関係

第1款 交際費等の範囲

第2款 損金不算入額の計算

第9章 連結法人の土地の譲渡等がある場合の特別税率

第68条の68（土地の譲渡等がある場合の特別税率）関係

第1款 課税対象の範囲等

第2款 収益の額

第3款 原価の額

第4款 直接又は間接に要した経費の額等

第5款 適用除外関係

第6款 その他

第68条の69（短期所有に係る土地の譲渡等がある場合の特別税率）関係

第6章 連結法人である沖縄の認定法人の課税の特例

第68条の63（沖縄の認定法人の連結所得の特別控除）関係

第6章の2 国家戦略特別区域における連結法人である指定法人の課税の特例

第68条の63の2（国家戦略特別区域における連結法人である指定法人の課税の特例）関係

第7章 連結法人である認定農地所有適格法人等の課税の特例

第68条の64（農業経営基盤強化準備金）関係

第68条の65（農用地等を取得した場合の課税の特例）関係

第8章 連結法人の交際費等の課税の特例

第68条の66（交際費等の損金不算入）関係

第1款 交際費等の範囲

第2款 損金不算入額の計算

第9章 連結法人の土地の譲渡等がある場合の特別税率

第68条の68（土地の譲渡等がある場合の特別税率）関係

第1款 課税対象の範囲等

第2款 収益の額

第3款 原価の額

第4款 直接又は間接に要した経費の額等

第5款 適用除外関係

第6款 その他

第68条の69（短期所有に係る土地の譲渡等がある場合の特別税率）関係

第1款 課税対象の範囲等

第2款 収益の額

第3款 原価の額

第4款 直接又は間接に要した経費の額等

第5款 適用除外関係

第6款 その他

第10章 連結法人の資産の譲渡の場合の課税の特例

第68条の70～第68条の85（共通事項）関係

第68条の70～第68条の73（収用等の場合の課税の特例）関係

第1款 収用等の範囲

第2款 補償金の範囲等

第3款 圧縮記帳等の計算

第4款 収用証明書等

第68条の73（収用換地等の場合の連結所得の特別控除）関係

第68条の74（特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の連結所得の特別控除）関係

第68条の75（特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の連結所得の特別控除）関係

第68条の76（農地保有の合理化のために農地等を譲渡した場合の連結所得の特別控除）関係

第68条の76の2（特定の長期所有土地等の連結所得の特別控除）関係

第1款 対象資産の範囲等

第2款 その他

第68条の77（資産の譲渡に係る特別控除額の特例）関係

第68条の78～第68条の80（特定の資産の買換えの場合等の課税の特例）関係

第1款 課税対象の範囲等

第2款 収益の額

第3款 原価の額

第4款 直接又は間接に要した経費の額等

第5款 適用除外関係

第6款 その他

第10章 連結法人の資産の譲渡の場合の課税の特例

第68条の70～第68条の85（共通事項）関係

第68条の70～第68条の73（収用等の場合の課税の特例）関係

第1款 収用等の範囲

第2款 補償金の範囲等

第3款 圧縮記帳等の計算

第4款 収用証明書等

第68条の73（収用換地等の場合の連結所得の特別控除）関係

第68条の74（特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の連結所得の特別控除）関係

第68条の75（特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の連結所得の特別控除）関係

第68条の76（農地保有の合理化のために農地等を譲渡した場合の連結所得の特別控除）関係

第68条の76の2（特定の長期所有土地等の連結所得の特別控除）関係

第1款 対象資産の範囲等

第2款 その他

第68条の77（資産の譲渡に係る特別控除額の特例）関係

第68条の78～第68条の80（特定の資産の買換えの場合等の課税の特例）関係

係	係
第 1 款 対象資産の範囲等	第 1 款 対象資産の範囲等
第 2 款 事業の用に供したことの意義等	第 2 款 事業の用に供したことの意義等
第 3 款 圧縮限度額の計算等	第 3 款 圧縮限度額の計算等
第 4 款 特別勘定	第 4 款 特別勘定
第 5 款 その他	第 5 款 その他
第 68 条の 82 及び第 68 条の 83 (大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等の場合等の課税の特例) 関係	第 68 条の 82 及び第 68 条の 83 (大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等の場合等の課税の特例) 関係
第 68 条の 84 (特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合の課税の特例) 関係	第 68 条の 84 (特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合の課税の特例) 関係
第 68 条の 85 (平成 21 年及び平成 22 年に土地等の先行取得をした場合の課税の特例) 関係	第 68 条の 85 (平成 21 年及び平成 22 年に土地等の先行取得をした場合の課税の特例) 関係
第 1 款 対象資産の範囲等	第 1 款 対象資産の範囲等
第 2 款 その他	第 2 款 その他
第 11 章 連結法人の国外関連者との取引に係る課税の特例等	第 11 章 連結法人の国外関連者との取引に係る課税の特例等
第 68 条の 88 (連結法人の国外関連者との取引に係る課税の特例) 関係	第 68 条の 88 (連結法人の国外関連者との取引に係る課税の特例) 関係
第 1 款 特殊の関係	第 1 款 特殊の関係
第 2 款 独立企業間価格の算定方法の選定	第 2 款 独立企業間価格の算定方法の選定
第 3 款 比較対象取引	第 3 款 比較対象取引
第 4 款 独立企業間価格の算定	第 4 款 独立企業間価格の算定
第 5 款 利益分割法の適用	第 5 款 利益分割法の適用
第 6 款 取引単位営業利益法の適用	第 6 款 取引単位営業利益法の適用
第 7 款 棚卸資産の売買以外の取引における独立企業間価格の算定方法の適用	第 7 款 棚卸資産の売買以外の取引における独立企業間価格の算定方法の適用

第8款 申告調整等

第9款 国外移転所得金額の取扱い等

第10款 その他

第12章 連結法人の関連者等に係る利子等の課税の特例

第68条の89（連結法人の国外支配株主等に係る負債の利子等の課税の特例）
関係

第68条の89の2及び第68条の89の3（連結法人の関連者等に係る純支払利
子等の課税の特例）関係

第13章 連結法人の特定外国子会社等に係る所得等の課税の特例

第68条の90～第68条の93（連結法人の特定外国子会社等に係る所得の課税
の特例）関係

第68条の93の2～第68条の93の5（特殊関係株主等である連結法人に係る
特定外国法人に係る所得の課税の特例）
関係

第14章 連結法人のその他の特例

第68条の94（技術研究組合の連結所得の計算の特例）関係

第68条の95（特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例）関係

第68条の99（社会保険診療報酬の連結所得の計算の特例）関係

第68条の101（農地所有適格法人の肉用牛の売却に係る連結所得の課税の特
例）関係

第68条の102（転廃業助成金等に係る課税の特例）関係

第68条の102の2（中小連結法人の少額減価償却資産の取得価額の損金算入
の特例）関係

第8款 申告調整等

第9款 国外移転所得金額の取扱い等

第10款 その他

第12章 連結法人の関連者等に係る利子等の課税の特例

第68条の89（連結法人の国外支配株主等に係る負債の利子等の課税の特例）
関係

第68条の89の2及び第68条の89の3（連結法人の関連者等に係る純支払利
子等の課税の特例）関係

第13章 連結法人の特定外国子会社等に係る所得等の課税の特例

第68条の90～第68条の93（連結法人の特定外国子会社等に係る所得の課税
の特例）関係

第68条の93の2～第68条の93の5（特殊関係株主等である連結法人に係る
特定外国法人に係る所得の課税の特例）
関係

第14章 連結法人のその他の特例

第68条の94（技術研究組合の連結所得の計算の特例）関係

第68条の95（特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例）関係

第68条の99（社会保険診療報酬の連結所得の計算の特例）関係

第68条の101（農地所有適格法人の肉用牛の売却に係る連結所得の課税の特
例）関係

第68条の102（転廃業助成金等に係る課税の特例）関係

第68条の102の2（中小連結法人の少額減価償却資産の取得価額の損金算入
の特例）関係

<p>第 68 条の 103 (特定株式投資信託の収益の分配に係る受取配当等の益金不算入の特例) 関係</p> <p>第 68 条の 105 の 2 (連結法人の組合事業等による損失がある場合の課税の特例) 関係</p> <p>第 68 条の 107 の 2 (連結法人の連結国外所得金額の計算の特例) 関係</p> <p>第 68 条の 108 (特定の協同組合等である連結親法人の法人税率の特例) 関係</p>	<p>第 68 条の 103 (特定株式投資信託の収益の分配に係る受取配当等の益金不算入の特例) 関係</p> <p>第 68 条の 105 の 2 (連結法人の組合事業等による損失がある場合の課税の特例) 関係</p> <p>第 68 条の 107 の 2 (連結法人の連結国外所得金額の計算の特例) 関係</p> <p>第 68 条の 108 (特定の協同組合等である連結親法人の法人税率の特例) 関係</p>
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

三 第 68 条の 9 ((試験研究を行った場合の法人税額の特別控除) 関係

改 正 後	改 正 前
<p>第 1 款 試験研究の範囲</p>	<p>(新 設)</p>
<p><u>(新たな役務の意義)</u></p> <p>68 の 9 (1) -1 措置法第 68 条の 9 第 8 項第 1 号の役務の開発を目的として行われる試験研究は新たに提供する役務に係るものに限られるのであるから、同号に規定する「新たな役務」に該当するかどうかは、その役務を提供する連結法人にとって従前に提供していない役務に該当するかどうかにより判定する。</p>	<p>(新 設)</p>
<p><u>(従前に提供している役務がある場合の新たな役務の判定)</u></p> <p>68 の 9 (1) -2 連結法人が従前に提供している役務がある場合において、当該連結法人が提供する役務が措置法第 68 条の 9 第 8 項第 1 号に規定する「新たな役務」に該当するかどうかについては、例えば、当該連結法人が提供する役務が従前に提供している役務と比較して新たな内容が付加されている場合又は当該連結法人が提供する役務の提供方法が従前と比較して新たなものである場合には、「新たな役務」に該当する。</p>	<p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>(サービス設計工程の全てが行われるかどうかの判定)</u></p> <p><u>68の9(1)-3 サービス設計工程</u> (措置法令第39条の39第2項各号に掲げるものをいう。以下68の9(1)-3において同じ。)の全てが行われるかどうかは、<u>連結法人がサービス設計工程の全てを実行することを試験研究の計画段階において決定しているかどうかにより判定する。したがって、サービス設計工程の全てが当該連結事業年度に完了していない場合又は当該連結事業年度において試験研究が中止になった場合であっても、連結法人がサービス設計工程の全てを実行することを試験研究の計画段階で決定しているときには、その試験研究はサービス設計工程の全てが行われる試験研究に該当することに留意する。</u></p> <p><u>(備)</u> サービス設計工程の全てを実行することの判定については、当該連結法人がその全部又は一部を委託により行うかどうかは問わないことに留意する。</p> <p style="text-align: center;">第2款 試験研究費の額</p> <p>(他の者から支払を受ける金額の範囲)</p> <p><u>68の9(2)-1</u><u>同条第8項第1号</u>.....</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p> <p>(備) 1</p> <p>2</p> <p>(試験研究費の額の統一的計算)</p> <p><u>68の9(2)-2</u> 措置法第68条の9第1項の規定は、<u>増減試験研究費割合</u> (同条第8項第3号に規定する増減試験研究費割合をいう。)に<u>応じ適用される</u>もので</p>	<p>(新 設)</p> <p style="text-align: center;">第1款 試験研究費の額</p> <p>(他の者から支払を受ける金額の範囲)</p> <p><u>68の9(1)-1</u><u>同条第6項第1号</u>.....</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p> <p>(備) 1</p> <p>2</p> <p>(試験研究費の額の統一的計算)</p> <p><u>68の9(1)-2</u> 措置法第68条の9第4項第1号の規定は、<u>試験研究費の額が増加した場合に適用を認める</u>ものであるから、比較年度 (<u>同条第6項第7号に規定</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p>あるから、<u>適用年度（同項第4号に規定する適用年度をいう。以下同じ。）及び比較年度（同号に規定する「当該適用年度に係る連結親法人事業年度開始の日の3年前の日から当該連結親法人又はその連結子法人の当該適用年度開始の日の前日までの期間内に開始した各連結事業年度」又は「当該3年以内事業年度」をいう。以下同じ。）の試験研究費の範囲、試験研究費を計算する場合の共通経費の配賦基準等については、各連結法人ごとに継続して同一の方法によることに留意する。</u></p> <p><u>④ 同条第3項に規定する中小連結親法人が同条第4項の規定を適用する場合についても、同様とする。</u></p> <p>（試験研究費に含まれる人件費）</p> <p>68の9(2)－3 <u>試験研究費に含まれる人件費は、専門的知識をもって試験研究の業務に専ら従事する者（措置法令第39条の39第3項第2号に掲げる試験研究にあつては、措置法規則第20条の23第2項に規定する情報解析専門家でその専門的知識をもって当該試験研究の業務に専ら従事する者）に係るものをいうのであるから、たとえ研究所等に専属する者に係るものであつても、例えば事務職員、守衛、運転手等のように試験研究に直接従事していない者に係るものは、これに含まれないことに留意する。</u></p> <p>（試験研究用資産の減価償却費）</p> <p>68の9(2)－4 <u>試験研究費の額には、連結法人が自ら行う製品の製造若しくは技術の改良、考案若しくは発明に係る試験研究又は対価を得て提供する新たな技</u></p>	<p>する「<u>当該適用年度の連結親法人事業年度開始の日の3年前の日から連結親法人又はその連結子法人の適用年度開始の日の前日までの期間内に開始した各連結事業年度</u>」若しくは「<u>当該3年以内事業年度</u>」をいう。以下同じ。）<u>、基準年度（同項第8号に規定する「当該連結親法人及び当該連結親法人事業年度終了の時に於いて当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人のその連結事業年度」若しくは措置法令第39条の39第8項に規定する「適用年度(…)</u>開始の日の前日を含む事業年度」をいう。以下同じ。）及び適用年度（措置法令第68条の9第6項第7号に規定する適用年度をいう。以下同じ。）の試験研究費の範囲、試験研究費を計算する場合の共通経費の配賦基準等については、各連結法人ごとに継続して同一の方法によることに留意する。</p> <p>（試験研究費に含まれる人件費）</p> <p>68の9(1)－3 <u>試験研究費に含まれる人件費は、専門的知識をもって試験研究の業務に専ら従事する者に係るものをいうのであるから、たとえ研究所等に専属する者に係るものであつても、例えば事務職員、守衛、運転手等のように試験研究に直接従事していない者に係るものは、これに含まれないことに留意する。</u></p> <p>（試験研究用資産の減価償却費）</p> <p>68の9(1)－4 <u>試験研究費の額には、連結法人が自ら行う製品の製造又は技術の改良、考案若しくは発明に係る試験研究の用に供する減価償却資産に係る減価</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>務の提供を目的として措置法令第 39 条の 39 第 2 項各号に掲げるものの全てが行われる場合における当該各号に掲げるものの用に供する減価償却資産に係る減価償却費の額は含まれるが、措置法第 68 条の 41 の規定による特別償却準備金の積立額は含まれない。</u></p> <p>(試験研究用固定資産の除却損等)</p> <p><u>68 の 9(2) -5</u></p> <p>(試験研究費の範囲が改正された場合の取扱い)</p> <p><u>68 の 9(2) -6</u> 試験研究費に含まれる費用の範囲が改正された場合には、比較年度の試験研究費の額についてもその改正後の規定により計算するものとする。</p> <p>(連結法人のうちに設立初年度の法人が含まれている場合の試験研究費の額の合計額)</p> <p><u>68 の 9(2) -7</u></p> <p>(連結完全支配関係を有することとなった場合の比較試験研究費の額)</p> <p><u>68 の 9(2) -8</u></p> <p>.....<u>措置法第 68 条の 9 第 8 項第 4 号</u>.....</p> <p style="text-align: right;">(廃 止)</p>	<p>償却費の額は含まれるが、措置法第 68 条の 41 の規定による特別償却準備金の積立額は含まれない。</p> <p>(試験研究用固定資産の除却損等)</p> <p><u>68 の 9(1) -5</u></p> <p>(試験研究費の範囲が改正された場合の取扱い)</p> <p><u>68 の 9(1) -6</u> 試験研究費に含まれる費用の範囲が改正された場合には、比較年度又は基準年度の試験研究費の額についてもその改正後の規定により計算するものとする。</p> <p>(連結法人のうちに設立初年度の法人が含まれている場合の試験研究費の額の合計額)</p> <p><u>68 の 9(1) -7</u></p> <p>(連結完全支配関係を有することとなった場合の比較試験研究費の額)</p> <p><u>68 の 9(1) -8</u></p> <p>.....<u>措置法第 68 条の 9 第 6 項第 7 号</u>.....</p> <p>(加入法人・離脱法人が存在する場合の基準試験研究費の額)</p> <p><u>68 の 9(1) -9</u> <u>措置法第 68 条の 9 第 6 項第 8 号の基準試験研究費の額の計算の基礎となる同号に規定する「その連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される試験研究費の額を合計した金額」</u>には、適用年度に係る連結親</p>

改 正 後	改 正 前
<p>第3款 中小連結親法人</p> <p>(中小連結親法人であるかどうかの判定の時期)</p> <p><u>68の9(3)-1</u> ……措置法第68条の9第3項……………</p> <p>(従業員数基準の適用)</p> <p><u>68の9(3)-2</u> 措置法令第39条の39第11項……………</p> <p>(常時使用する従業員の範囲)</p> <p><u>68の9(3)-3</u> 措置法令第39条の39第11項……………</p> <p style="text-align: center;">第4款 その他</p> <p>(連結事業年度の中途において他の者等に該当しなくなった場合の適用)</p> <p><u>68の9(4)-1</u> 措置法令第39条の39第12項第2号……………措置法第68条の9第8項第7号……………</p> <p>(注) ……</p> <p>……………措置法令第39条の39第12項第2号……………</p> <p>(知的財産権の使用料)</p>	<p><u>法人事業年度において連結親法人との間に連結完全支配関係を有しなくなった法人に係る試験研究費の額は含まれるが、当該連結親法人事業年度において連結親法人との間に連結完全支配関係を有することとなった連結子法人に係る試験研究費の額は含まないことに留意する。</u></p> <p style="text-align: center;">第2款 中小連結親法人</p> <p>(中小連結親法人であるかどうかの判定の時期)</p> <p><u>68の9(2)-1</u> ……措置法第68条の9第2項……………</p> <p>(従業員数基準の適用)</p> <p><u>68の9(2)-2</u> 措置法令第39条の39第4項……………</p> <p>(常時使用する従業員の範囲)</p> <p><u>68の9(2)-3</u> 措置法令第39条の39第4項……………</p> <p style="text-align: center;">第3款 その他</p> <p>(連結事業年度の中途において他の者等に該当しなくなった場合の適用)</p> <p><u>68の9(3)-1</u> 措置法令第39条の39第5項第2号……………措置法第68条の9第6項第6号……………</p> <p>(注) ……</p> <p>……………措置法令第39条の39第5項第2号……………</p> <p>(知的財産権の使用料)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>68の9(4)-2</u> 連結法人が<u>措置法令第39条の39第12項第6号</u>……………<u>措置法規則第22条の23第20項</u>……………<u>第3項</u>……………</p> <p>(移転試験研究費の額等の区分に係る合理的な方法)</p> <p><u>68の9(4)-3</u> 移転事業 (措置法令第39条の39第8項…………… <u>同条第18項</u>…………… (注) ………………</p>	<p><u>68の9(3)-2</u> 連結法人が<u>措置法令第39条の39第5項第6号</u>……………<u>措置法規則第22条の23第11項</u>……………<u>第2項</u>……………</p> <p>(移転試験研究費の額等の区分に係る合理的な方法)</p> <p><u>68の9(3)-3</u> 移転事業 (措置法令第39条の39第12項…………… <u>同条第19項</u>…………… (注) ………………</p>

四 第68条の10～第68条の36(共通事項)関係

改 正 後	改 正 前
<p>(特定設備等の特別償却の計算)</p> <p><u>68の10～68の36(共)-1</u> 措置法第68条の10第1項、第68条の11第1項、第68条の14第1項、第68条の14の2第1項、<u>第68条の14の3第1項</u>、第68条の15第1項、第68条の15の4第1項、<u>第68条の15の5第1項</u>、第68条の16から<u>第68条の19</u>まで、第68条の24、第68条の26、第68条の27、第68条の29、第68条の31並びに第68条の33から第68条の36まで…………… ……………</p> <p>(特別償却等の適用を受けたものの意義)</p> <p><u>68の10～68の36(共)-2</u> ……………措置法第68条の10第1項、第68条の11第1項、第68条の14第1項、第68条の14の2第1項、<u>第68条の14の3第1項</u>、第68条の15第1項、第68条の15の4第1項、<u>第68条の15の5第1項</u>、第68条の16から<u>第68条の19</u>まで、第68条の24、第68条の26、</p>	<p>(特定設備等の特別償却の計算)</p> <p><u>68の10～68の36(共)-1</u> 措置法第68条の10第1項、第68条の11第1項及び<u>第2項</u>、第68条の14第1項、第68条の14の2第1項、第68条の15第1項、第68条の15の4第1項、<u>第68条の15の6第1項</u>、第68条の16、<u>第68条の17</u>、<u>第68条の19</u>、第68条の24、第68条の26、第68条の27、第68条の29、第68条の31並びに第68条の33から第68条の36まで……………</p> <p>(特別償却等の適用を受けたものの意義)</p> <p><u>68の10～68の36(共)-2</u> ……………措置法第68条の10第1項、第68条の11第1項及び<u>第2項</u>、第68条の14第1項、第68条の14の2第1項、第68条の15第1項、第68条の15の4第1項、<u>第68条の15の6第1項</u>、第68条の16、<u>第68条の17</u>、<u>第68条の19</u>、第68条の24、第68条の26、第68条</p>

改 正 後	改 正 前
<p>第 68 条の 27、第 68 条の 29、第 68 条の 31 並びに第 68 条の 33 から第 68 条の 36 までの規定（同法第 42 条の 5 第 1 項、第 42 条の 6 第 1 項、第 42 条の 10 第 1 項、第 42 条の 11 第 1 項、第 42 条の 11 の 2 第 1 項、<u>第 42 条の 11 の 3 第 1 項</u>、第 42 条の 12 の 3 第 1 項、<u>第 42 条の 12 の 4 第 1 項</u>、第 43 条から第 44 条まで、第 44 条の 3 並びに第 44 条の 5 から第 48 条まで……………</p> <p>（適格合併等があった場合の特別償却等の適用）</p> <p>68 の 10～68 の 36（共）-3 措置法第 68 条の 10、第 68 条の 11、第 68 条の 14 から第 68 条の 15 まで、第 68 条の 15 の 4、<u>第 68 条の 15 の 5</u>、第 68 条の 16 から第 68 条の 19 まで、第 68 条の 24、第 68 条の 26、第 68 条の 27、第 68 条の 29 及び第 68 条の 34 から第 68 条の 36 まで……………</p> <p>⑥1 ……………</p> <p>2 ……………</p> <p>（被合併法人等が有する繰越税額控除限度超過額）</p> <p>68 の 10～68 の 36（共）-4 ……………措置法第 68 条の 10 第 4 項、<u>第 68 条の 11 第 4 項</u>、第 68 条の 13 第 3 項、<u>第 68 条の 15 の 4 第 4 項</u>又は第 68 条の 15 の 5 第 4 項……………</p>	<p>の 27、第 68 条の 29、第 68 条の 31 並びに第 68 条の 33 から第 68 条の 36 までの規定（同法第 42 条の 5 第 1 項、第 42 条の 6 第 1 項<u>及び第 2 項</u>、第 42 条の 10 第 1 項、第 42 条の 11 第 1 項、第 42 条の 11 の 2 第 1 項、第 42 条の 12 の 3 第 1 項、<u>第 42 条の 12 の 5 第 1 項</u>、第 43 条から第 44 条まで、第 44 条の 3 並びに第 44 条の 5 から第 48 条まで……………</p> <p>（適格合併等があった場合の特別償却等の適用）</p> <p>68 の 10～68 の 36（共）-3 措置法第 68 条の 10、第 68 条の 11、第 68 条の 14 から第 68 条の 15 まで、第 68 条の 15 の 4、<u>第 68 条の 15 の 6</u>、第 68 条の 16、<u>第 68 条の 17</u>、<u>第 68 条の 19</u>、第 68 条の 24、第 68 条の 26、第 68 条の 27、第 68 条の 29 及び第 68 条の 34 から第 68 条の 36 まで……………</p> <p>⑥1 ……………</p> <p>2 ……………</p> <p>（被合併法人等が有する繰越税額控除限度超過額）</p> <p>68 の 10～68 の 36（共）-4 ……………措置法第 68 条の 10 第 4 項、<u>第 68 条の 11 第 6 項</u>、第 68 条の 13 第 3 項<u>又は第 68 条の 15 の 4 第 4 項</u>……………</p>

五 第 68 条の 11（中小連結法人が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）関係

改 正 後	改 正 前
<p>（連結事業年度の中途において中小連結法人に該当しなくなった場合等の適用）</p> <p>68 の 11-1 連結法人が各連結事業年度の中途において措置法第 68 条の 11 第 1</p>	<p>（連結事業年度の中途において中小連結法人に該当しなくなった場合等の適用）</p> <p>68 の 11-1 連結法人が各連結事業年度の中途において措置法第 68 条の 11 第 1</p>

改 正 後	改 正 前
<p>項に規定する中小連結法人（以下「中小連結法人」という。）に該当しないこととなった場合においても、その該当しないこととなった日前に取得又は製作（以下「取得等」という。）をして同項に規定する事業として措置法第 42 条の 6 第 1 項に規定する指定事業（以下 68 の 11-10 までにおいて「指定事業」という。）の用に供した措置法第 68 条の 11 第 1 項に規定する特定機械装置等（以下 <u>68 の 11-8</u> までにおいて「特定機械装置等」という。）については同項の規定の適用があることに留意する。この場合において、<u>措置法令第 39 条の 41 第 1 項第 2 号又は第 3 号</u>に規定する取得価額の合計額がこれらの号に規定する金額以上であるかどうかは、その中小連結法人に該当していた期間内に取得等をして指定事業の用に供していたものの取得価額の合計額によって判定することに留意する。</p> <p>(注) ……………<u>措置法第 68 条の 11 第 2 項</u>……………</p>	<p>項に規定する中小連結法人（以下「中小連結法人」という。）に該当しないこととなった場合においても、その該当しないこととなった日前に取得又は製作（以下「取得等」という。）をして同項に規定する事業として措置法第 42 条の 6 第 1 項に規定する指定事業（以下 68 の 11-10 までにおいて「指定事業」という。）の用に供した措置法第 68 条の 11 第 1 項に規定する特定機械装置等（以下 <u>68 の 11-9</u> までにおいて「特定機械装置等」という。）については同項の規定の適用があり、その該当しないこととなった日前に取得等をして<u>指定事業の用に供した特定生産性向上設備等（同条第 2 項に規定する「特定生産性向上設備等」をいう。）</u>については同条第 2 項及び第 4 項の規定の適用があることに留意する。この場合において、<u>措置法令第 39 条の 41 第 4 項第 2 号若しくは第 3 号又は措置法規則第 22 条の 25 第 1 項若しくは第 2 項</u>に規定する取得価額の合計額がこれらの規定に規定する金額（以下「取得価額基準額」という。）以上であるかどうかは、その中小連結法人に該当していた期間内に取得等をして指定事業の用に供していたものの取得価額の合計額によって判定することに留意する。</p> <p>(注)1 ……………<u>措置法第 68 条の 11 第 3 項</u>……………</p> <p>2 <u>本文後段の判定の結果、中小連結法人に該当していた期間内に取得等をして指定事業の用に供していた措置法規則第 22 条の 25 第 1 項又は第 2 項に係る措置法規則第 20 条の 3 第 1 項第 1 号、第 2 号若しくは第 4 号又は第 3 項に掲げる減価償却資産の取得価額の合計額が取得価額基準額以上である場合において、その中小連結法人に該当していた期間のうち特定中小連結法人に該当していた期間があるときの措置法第 68 条の 11 第 4 項に規定する税額控除限度額は、次による。</u></p> <p>(1) <u>当該特定中小連結法人に該当していた期間内に取得等をして指定事業の用に供していた同項に規定する特定生産性向上設備等</u> その</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(取得価額の判定単位)</p> <p>68 の 11-2 <u>措置法令第 39 条の 41 第 1 項第 1 号又は第 2 号</u>に規定する機械及び装置又は工具……………</p> <p>(注) <u>措置法令第 39 条の 41 第 1 項に係る措置法規則第 20 条の 3 第 1 項に規定する工具……………同項に規定する測定工具及び検査工具……………</u></p> <p style="text-align: right;">(廃 止)</p>	<p><u>取得価額の合計額の 100 分の 10 に相当する金額</u></p> <p>(2) (1)以外の同項に規定する特定生産性向上設備等 <u>その取得価額の合計額の 100 分の 7 に相当する金額</u></p> <p>(取得価額の判定単位)</p> <p>68 の 11-2 <u>措置法令第 39 条の 41 第 1 項又は第 4 項第 1 号若しくは第 2 号</u>に規定する機械及び装置又は工具、器具及び備品……………</p> <p>(注)1 <u>措置法規則第 22 条の 25 第 1 項に係る措置法規則第 20 条の 3 第 1 項第 1 号、第 2 号及び第 4 号に掲げる工具、器具及び備品……………同項第 1 号、第 2 号又は第 4 号ごとに、これらの号に規定する工具、器具及び備品……………</u></p> <p>2 <u>措置法令第 39 条の 41 第 4 項第 2 号に規定する工具、器具及び備品の取得価額の合計額が 120 万円以上であるかどうかについては、各連結法人が工具と器具及び備品とを区別してそれぞれごとの取得価額の合計額により判定することに留意する。</u></p> <p><u>(取得価額の合計額で判定する特定生産性向上設備等)</u></p> <p>68 の 11-2 の 2 <u>措置法第 68 条の 11 第 2 項に規定する特定生産性向上設備等(以下 68 の 11-2 の 2 において「中小企業投資促進税制の特定生産性向上設備等」という。)は、特定機械装置等及び同項に規定する生産性向上設備等(以下 68 の 11-2 の 2 において「生産性向上設備等」という。)のいずれにも該当するものをいう。</u></p> <p>(注) <u>例えば、生産性向上設備等に係る規模要件(措置法令第 39 条の 41 第 4 項第 2 号又は第 3 号に規定する取得価額に係る要件をいう。)のうち複数の減価償却資産(工具、器具及び備品又はソフトウェアに限る。以下の 68 の</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p>(圧縮記帳の適用を受けた場合の特定機械装置等の取得価額要件の判定)</p> <p>68 の 11-3 措置法令第 39 条の 41 第 1 項第 1 号から第 3 号まで…………… 工具……………工具……………</p> <p>(廃 止)</p>	<p><u>11-2 の 2 において同じ。) の取得価額の合計額に係る要件について、特定機械装置等に該当する減価償却資産の取得価額のみ合計額による判定では当該規模要件を満たさない場合であっても特定機械装置等に該当しない減価償却資産を含めた判定において当該規模要件を満たすときには、その規模要件を満たす減価償却資産のうち特定機械装置等に該当するものは、中小企業投資促進税制の特定生産性向上設備等に該当する。</u></p> <p>(圧縮記帳の適用を受けた場合の特定機械装置等の取得価額要件の判定)</p> <p>68 の 11-3 措置法令第 39 条の 41 第 1 項又は第 4 項……………<u>工具、器具及び備品……………工具、器具及び備品……………</u></p> <p><u>(国庫補助金等の圧縮記帳の適用を受ける場合の取得価額)</u></p> <p>68 の 11-3 の 2 措置法第 68 条の 11 第 4 項に規定する税額控除限度額を計算する場合における特定生産性向上設備等 (同項に規定する「特定生産性向上設備等」をいう。以下 68 の 11-3 の 2 において同じ。) の取得価額は、次に掲げる場合には、それぞれ次に定める金額による。</p> <p>(1) <u>連結法人が取得等をした特定生産性向上設備等につき、当該取得等をして指定事業の用に供した連結事業年度 (以下 68 の 11-3 の 2 において「供用年度」という。) において法第 81 条の 3 第 1 項の規定により同項の個別損金額を計算する場合の法第 42 条又は第 44 条の規定の適用を受ける場合 令第 54 条第 3 項の規定により同条第 1 項の取得価額とみなすこととされた金額</u></p> <p>(2) <u>連結法人が取得等をした特定生産性向上設備等につき、供用年度後の連結事業年度において法第 81 条の 3 第 1 項の規定により同項の個別損金額を計算する場合の法第 42 条又は第 44 条の規定の適用を受けることが予定されている場合 令第 54 条第 1 項各号に掲げる金額から法第 42 条第 1 項に規定す</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p>(事業の判定)</p> <p>68 の 11-5 ……………</p> <p>②1 <u>措置法第 68 条の 11 第 1 項に規定する指定事業に該当する措置法令第 27 条の 6 第 4 項の「鉱業」については、日本標準産業分類の「大分類 C 鉱業、採石業、砂利採取業」に分類する事業が該当する。</u></p> <p>2 ……………<u>措置法規則第 20 条の 3 第 5 項第 11 号</u>……………</p> <p>(その他これらに類する事業に含まれないもの)</p> <p>68 の 11-6 ……………<u>措置法規則第 20 条の 3 第 5 項第 2 号括弧書</u>……………</p> <p>……………</p> <p>(指定事業とその他の事業とに共通して使用される特定機械装置等)</p>	<p><u>る国庫補助金等（以下「国庫補助金等」という。）の交付予定金額を控除した金額</u></p> <p><u>②1 (2)の国庫補助金等の交付予定金額は、供用年度終了の日において見込まれる金額による。</u></p> <p><u>2 特定生産性向上設備等の供用年度において、当該特定生産性向上設備等を対象とした国庫補助金等の交付を受けていない場合で、連結法人が、措置法第 68 条の 11 第 4 項の規定による税額控除限度額の計算の基礎となる取得価額を上記(2)に定める金額によることなく令第 54 条第 1 項各号に掲げる金額により申告をしたときは、供用年度後の連結事業年度（その事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度）において連結基本通達 9-2-3（基本通達 10-2-2 を含む。）の取扱いの適用はないことに留意する。</u></p> <p>(事業の判定)</p> <p>68 の 11-5 ……………</p> <p>②</p> <p>……………<u>措置法規則第 20 条の 3 第 7 項第 11 号</u>……………</p> <p>(その他これらに類する事業に含まれないもの)</p> <p>68 の 11-6 ……………<u>措置法規則第 20 条の 3 第 7 項第 2 号括弧書</u>……………</p> <p>……………</p> <p>(指定事業とその他の事業とに共通して使用される特定機械装置等)</p>

改 正 後	改 正 前
<p>68 の 11-7 指定事業とその他の事業とを営む連結法人が、その取得等をした特定機械装置等をそれぞれの事業に共通して使用している場合には、その全部を指定事業の用に供したものととして措置法第 68 条の 11 の規定を適用する。</p> <p>(貸付けの用に供したものに該当しない資産の貸与)</p> <p>68 の 11-8 中小連結法人である連結法人が、その取得等をした特定機械装置等を自己の下請業者に貸与した場合において、当該特定機械装置等が専ら当該連結法人のためにする製品の加工等の用に供されるものであるときは、当該特定機械装置等は当該連結法人の営む事業の用に供したものととして取り扱う。</p> <p>(注)</p>	<p>68 の 11-7 指定事業とその他の事業とを営む連結法人が、その取得等をし、又は移転を受けた特定機械装置等をそれぞれの事業に共通して使用している場合には、その全部を指定事業の用に供したものととして措置法第 68 条の 11 の規定を適用する。</p> <p>(貸付けの用に供したものに該当しない資産の貸与)</p> <p>68 の 11-8 中小連結法人である連結法人が、その取得等をし、又は移転を受けた特定機械装置等を自己の下請業者に貸与した場合において、当該特定機械装置等が専ら当該連結法人のためにする製品の加工等の用に供されるものであるときは、当該特定機械装置等は当該連結法人の営む事業の用に供したものととして取り扱う。</p> <p>(注)</p>
<p>68 の 11-9 <u>削 除</u></p> <p>(特定機械装置等の対価につき値引きがあった場合の税額控除限度額の計算)</p>	<p><u>68 の 11-9 特定機械装置等に係る措置法規則第 20 条の 3 第 1 項第 2 号において</u> <u>本体と同時に設置することを条件として特定機械装置等に該当することとなる</u> <u>附属の機器等には、一の計画に基づき本体を設置してから相当期間内に設置する</u> <u>これらの附属の機器等が含まれるものとする。</u></p> <p>(注) <u>措置法規則第 20 条の 3 第 1 項第 3 号の規定の適用を受けることができる</u> <u>デジタル複合機とは、事業の用に供する際にインターネットに現に接続されている状態にあるものをいうのであるから、インターネットに接続する機能を</u> <u>有するものであっても、例えば、インターネットに接続されていない社内の LAN 設備として設置されるものは、これに該当しないことに留意する。</u></p> <p>(特定機械装置等の対価につき値引きがあった場合の税額控除限度額の計算)</p>

改 正 後	改 正 前
<p>68 の 11-10 ……………</p> <p>……………<u>措置法第 68 条の 11 第 2 項（同法第 42 条の 6 第 2 項を含む。）</u></p> <p>……………</p> <p>（ソフトウェアの改良費用）</p> <p>68 の 11-10 の 2 ……………</p> <p>……………改良等……………<u>措置法第 68 条の 11 第 1 項及び第 2 項</u>…</p> <p>……………</p> <p>（解散の日を含む連結事業年度の意義）</p> <p>68 の 11-11 <u>措置法第 68 条の 11 第 7 項の規定により同条第 1 項から第 3 項まで</u></p> <p>……………<u>同条第 7 項第 1 号</u>……………同条第 1 項から第 3 項まで…</p> <p>……………<u>同条第 7 項第 3 号</u>……………同条第 1 項から第 3 項まで…</p> <p>……………</p>	<p>68 の 11-10 ……………</p> <p>……………<u>措置法第 68 条の 11 第 3 項（同法第 42 条の 6 第 3 項を含む。）</u></p> <p>……………</p> <p><u>措置法第 68 条の 11 第 4 項（同法第 42 条の 6 第 4 項を含む。）の規定の適用</u> <u>を受けた特定生産性向上設備等の対価の額につき供用年度後の連結事業年度に</u> <u>おいて値引きがあった場合の当該供用年度の措置法第 68 条の 11 第 4 項（同法</u> <u>第 42 条の 6 第 4 項を含む。）に規定する税額控除限度額についても、同様とす</u> <u>る。</u></p> <p>（ソフトウェアの改良費用）</p> <p>68 の 11-10 の 2 ……………</p> <p>……………改良等（以下「<u>新たな機能の追加等</u>」という。）……………</p> <p>…<u>措置法第 68 条の 11 第 1 項から第 4 項まで</u>……………</p> <p>（解散の日を含む連結事業年度の意義）</p> <p>68 の 11-11 <u>措置法第 68 条の 11 第 9 項の規定により同条第 1 項から第 5 項まで</u></p> <p>……………<u>同条第 9 項第 1 号</u>……………同条第 1 項から第 5 項まで…</p> <p>……………<u>同条第 9 項第 3 号</u>……………同条第 1 項から第 5 項まで…</p> <p>……………</p>

六 第 68 条の 14（国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の特別償却等又は法人税額の特別控除）関係

改 正 後	改 正 前
（開発研究用資産の償却費）	（開発研究用資産の償却費）

改 正 後	改 正 前
68 の 14-9措置法第 68 条の 9 第 8 項第 7 号.....	68 の 14-9措置法第 68 条の 9 第 6 項第 6 号.....

七 第 68 条の 14 の 3 ((地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除) 関係

改 正 後	改 正 前
<p><u>第 68 条の 14 の 3 ((地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除) 関係</u></p> <p><u>(圧縮記帳をした特定地域経済牽引事業施設等の取得価額)</u></p> <p><u>68 の 14 の 3-1 措置法令第 39 条の 44 の 3 に規定する令第 13 条各号に掲げる資産の取得価額の合計額が 2,000 万円以上であるかどうかを判定する場合において、その資産が法第 81 条の 3 第 1 項の規定により同項の個別損金額を計算する場合の法第 42 条から第 49 条までの規定による圧縮記帳の適用を受けたものであるとき (68 の 14 の 3-7(2)中「特定事業用機械等」とあるのを「特定地域経済牽引事業施設等」と読み替えた場合における 68 の 14 の 3-7(2)に掲げる場合を含む。) は、その圧縮記帳後の金額 (上記の 68 の 14 の 3-7(2)に掲げる場合にあつては、68 の 14 の 3-7(2)に定める金額) に基づいてその判定を行うものとする。</u></p> <p><u>(新增設の範囲)</u></p> <p><u>68 の 14 の 3-2 措置法第 68 条の 14 の 3 第 1 項の規定の適用上、次に掲げる特定地域経済牽引事業施設等 (同項に規定する特定地域経済牽引事業施設等をいう。以下同じ。) の取得又は製作若しくは建設 (以下「取得等」という。) に</u></p>	<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>ついても特定地域経済牽引事業施設等の新設又は増設に該当するものとする。</u></p> <p><u>(1) 既存設備が災害により滅失又は損壊したため、その代替設備として取得等をした特定地域経済牽引事業施設等</u></p> <p><u>(2) 既存設備の取替え又は更新のために特定地域経済牽引事業施設等の取得等をした場合で、その取得等により生産能力、処理能力等が従前に比して相当程度（おおむね30%）以上増加したときにおける当該特定地域経済牽引事業施設等のうちその生産能力、処理能力等が増加した部分に係るもの</u></p> <p><u>(特別償却等の対象となる建物の附属設備)</u></p> <p><u>68の14の3-3 措置法第68条の14の3第1項に規定する建物の附属設備は、当該建物とともに取得又は建設をする場合における建物附属設備に限られることに留意する。</u></p> <p><u>(承認地域経済牽引事業の用に供したものとされる資産の貸与)</u></p> <p><u>68の14の3-4 措置法第68条の14の3第1項に規定する承認地域経済牽引事業者（以下「承認地域経済牽引事業者」という。）が、その取得等をした同項に規定する特定事業用機械等（以下68の14の3-7までにおいて「特定事業用機械等」という。）を自己の下請業者に貸与した場合において、当該特定事業用機械等が同項に規定する地域経済牽引事業の促進区域内において専ら当該承認地域経済牽引事業者の同項に規定する承認地域経済牽引事業（以下「承認地域経済牽引事業」という。）のためにする製品の加工等の用に供されるものであるときは、当該特定事業用機械等は当該承認地域経済牽引事業者の営む承認地域経済牽引事業の用に供したものととして同条の規定を適用する。</u></p> <p><u>(取得価額の合計額が100億円を超えるかどうか等の判定)</u></p>	<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>68の14の3-5 措置法第68条の14の3の規定の適用上、一の特定地域経済牽引事業施設等を構成する機械及び装置、器具及び備品、建物及びその附属設備並びに構築物の取得価額の合計額が100億円を超えるかどうかは、その新設又は増設に係る承認地域経済牽引事業計画（同条第1項に規定する承認地域経済牽引事業計画をいう。以下同じ。）ごとに判定することに留意する。</u></p> <p><u>措置法令第39条の44の3の一の承認地域経済牽引事業計画に定められた施設又は設備を構成する令第13条各号に掲げる資産の取得価額の合計額が2,000万円以上であるかどうかの判定についても、同様とする。</u></p> <p><u>（2以上の連結事業年度において事業の用に供した場合の取得価額の計算）</u></p> <p><u>68の14の3-6 特定事業用機械等に係る一の特定地域経済牽引事業施設等を構成する機械及び装置、器具及び備品、建物及びその附属設備並びに構築物でその取得価額の合計額が100億円を超えるものを2以上の連結事業年度（それらの事業年度のうちに連結事業年度に該当しない事業年度がある場合には、当該事業年度）において事業の用に供した場合には、その取得価額の合計額が初めて100億円を超えることとなる連結事業年度（以下「超過連結事業年度」という。）における措置法第68条の14の3第1項の規定による特別償却限度額又は同条第2項の規定による税額控除限度額の計算の基礎となる個々の特定事業用機械等の取得価額は、次の算式による。</u></p> <p><u>（算式）</u></p> $\left[\frac{100 \text{ 億円}}{\text{超過連結事業年度前の各連結事業年度（注1）において事業の用に供した特定事業用機械等の取得価額の合計額（注2）}} \right] \times \frac{\text{超過連結事業年度において事業の用に供した個々の特定事業用機械等の取得価額}}{\text{超過連結事業年度において事業の用に供した特定事業用機械等の取得価額の合計額}}$ <p><u>④1 その事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度とす</u></p>	<p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>る。以下注書2において同じ。</u></p> <p><u>2 超過連結事業年度前の各連結事業年度において事業の用に供した個々の特定事業用機械等については、その取得価額の調整は行わないことに留意する。</u></p> <p><u>3 承認地域経済牽引事業計画が、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第13条第1項の規定により、同法第2条第1項に規定する地域経済牽引事業を行おうとする者が共同して作成した同法第13条第1項に規定する地域経済牽引事業計画に係るものである場合には、本文及び算式中「100億円」とあるのは「100億円を承認地域経済牽引事業計画の共同作成者の間で合理的にあん分した金額」とする。</u></p> <p><u>(国庫補助金等の圧縮記帳の適用を受ける場合の取得価額)</u></p> <p><u>68の14の3-7 措置法第68条の14の3第2項に規定する税額控除限度額を計算する場合における特定事業用機械等の取得価額は、次に掲げる場合には、それぞれ次に定める金額による。</u></p> <p><u>(1) 連結法人が取得等をした特定事業用機械等につき、当該取得等をして事業の用に供した連結事業年度（以下68の14の3-7において「供用年度」という。）において法第81条の3第1項の規定により同項の個別損金額を計算する場合の法第42条又は第44条の規定の適用を受ける場合 令第54条第3項の規定により同条第1項の取得価額とみなすこととされた金額</u></p> <p><u>(2) 連結法人が取得等をした特定事業用機械等につき、供用年度後の連結事業年度において法第81条の3第1項の規定により同項の個別損金額を計算する場合の法第42条又は第44条の規定の適用を受けることが予定されている場合 令第54条第1項各号に掲げる金額から法第42条第1項に規定する国庫補助金等（以下「国庫補助金等」という。）の交付予定金額を控除した金額</u></p>	<p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>⑥1 (2)の国庫補助金等の交付予定金額は、供用年度終了の日において見込まれる金額による。</u></p> <p><u>2 特定事業用機械等の供用年度において、当該特定事業用機械等を対象とした国庫補助金等の交付を受けていない場合で、連結法人が、措置法第68条の14の3第2項の規定による税額控除限度額の計算の基礎となる取得価額を(2)に定める金額によることなく令第54条第1項各号に掲げる金額により申告をしたときは、供用年度後の連結事業年度（その事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度）において連結基本通達9-2-3（基本通達10-2-2を含む。）の取扱いの適用はないことに留意する。</u></p> <p><u>（特定事業用機械等の対価につき値引きがあった場合の税額控除限度額の計算）</u></p> <p><u>68の14の3-8 連結法人が措置法第68条の14の3第1項（同法第42条の11の2第1項を含む。）に規定する特定事業用機械等を承認地域経済牽引事業の用に供した日を含む連結事業年度（その事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度。以下「供用年度」という。）後の連結事業年度において当該特定事業用機械等の対価の額につき値引きがあった場合には、供用年度に遡って当該値引きのあった特定事業用機械等に係る措置法第68条の14の3第2項（同法第42条の11の2第2項を含む。）に規定する税額控除限度額の修正を行うものとする。</u></p> <p><u>（解散の日を含む連結事業年度の意義）</u></p> <p><u>68の14の3-9 措置法第68条の14の3第4項の規定により同条第1項及び第2項の規定の適用がない同条第4項第1号及び第2号に掲げる連結法人は、同条第1項及び第2項の規定を適用しようとする連結事業年度において合併以外</u></p>	<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>の事由により解散した連結法人に限られることに留意する。したがって、連結子法人の解散（合併による解散を除く。）の日を含む連結事業年度においては、当該連結子法人及び同条第4項第3号に掲げる清算中の連結子法人以外の連結法人は、同条第1項及び第2項の規定の適用を受けることができる。</u></p>	

八 第68条の15（地方活力向上地域において特定建物等を取付した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）関係

改 正 後	改 正 前
<p>（特定建物等の対価につき値引きがあった場合の税額控除限度額の計算）</p>	
<p>68の15-5 ……<u>措置法第42条の11の3第1項</u>……………<u>同法</u> <u>第42条の11の3第2項</u>……………</p>	<p>68の15-5 ……<u>措置法第42条の11の2第1項</u>……………<u>同法</u> <u>第42条の11の2第2項</u>……………</p>

九 第68条の15の2（特定の地域において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除）関係

改 正 後	改 正 前
<p>（他の者から支払を受ける金額の範囲）</p>	
<p>68の15の2-2 <u>措置法第68条の15の2第5項第10号</u>…………… (1) ……<u>特定就職困難者コース助成金</u>…………… (2) ……</p>	<p>68の15の2-2 <u>措置法第68条の15の2第5項第9号</u>…………… (1) ……<u>特定就職困難者雇用開発助成金</u>…………… (2) ……</p>

十 第 68 条の 15 の 5 《中小連結法人が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除》関係

改 正 後	改 正 前
<p><u>第 68 条の 15 の 5 《中小連結法人が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除》関係</u></p> <p><u>(中小連結法人であるかどうかの判定の時期)</u></p> <p><u>68 の 15 の 5-1 連結法人が、措置法第 68 条の 15 の 5 第 1 項に規定する「中小連結親法人」又は「中小連結子法人」に該当する連結法人であるかどうかは、同項に規定する特定経営力向上設備等(以下 68 の 15 の 5-9 までにおいて「特定経営力向上設備等」という。)の取得又は製作若しくは建設(以下「取得等」という。)をした日及び事業の用に供した日の現況によって判定するものとする。</u></p> <p><u>(注) 連結法人が、同条第 2 項第 1 号に規定する「特定中小連結親法人等」に該当するかどうかの判定についても、同様とする。</u></p> <p><u>(生産等設備の範囲)</u></p> <p><u>68 の 15 の 5-2 措置法第 68 条の 15 の 5 第 1 項に規定する生産等設備(以下「生産等設備」という。)とは、例えば、製造業を営む連結法人の工場、小売業を営む連結法人の店舗又は自動車整備業を営む連結法人の作業場のように、その連結法人が行う生産活動、販売活動、役務提供活動その他収益を稼得するために行う活動(以下これらを「生産等活動」という。)の用に直接供される減価償却資産で構成されているものをいう。したがって、例えば、本店、寄宿舎等の建物、事務用器具備品、乗用自動車、福利厚生施設のようなものは、これに該当しない。</u></p> <p><u>(注) 一棟の建物が本店用と店舗用に供されている場合など、減価償却資産の一部が連結法人の生産等活動の用に直接供されているものについては、その全</u></p>	<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>てが生産等設備となることに留意する。</u></p> <p><u>(ソフトウェアの改良費用)</u></p> <p><u>68 の 15 の 5-3 連結法人が、その有するソフトウェアにつき新たな機能の追加、機能の向上等に該当するプログラムの修正、改良等のための費用を支出した場合において、その付加された機能等の内容からみて、実質的に新たなソフトウェアを取得したと同様の状況にあるものと認められるときは、当該費用の額をソフトウェアの取得価額として措置法第 68 条の 15 の 5 第 1 項及び第 2 項の規定の適用があるものとする。</u></p> <p><u>(取得価額の判定単位)</u></p> <p><u>68 の 15 の 5-4 措置法令第 39 条の 46 第 2 項に規定する機械及び装置又は工具、器具及び備品の 1 台又は 1 基の取得価額が 160 万円以上又は 30 万円以上であるかどうかについては、通常一単位として取引される単位ごとに判定するのであるが、個々の機械及び装置の本体と同時に設置する自動調整装置又は原動機のような附属機器で当該本体と一体になって使用するものがある場合には、これらの附属機器を含めたところによりその判定を行うことができるものとする。</u></p> <p><u>(圧縮記帳をした特定経営力向上設備等の取得価額)</u></p> <p><u>68 の 15 の 5-5 措置法令第 39 条の 46 第 2 項に規定する機械及び装置、工具、器具及び備品、建物附属設備又はソフトウェアの取得価額が 160 万円以上、30 万円以上、60 万円以上又は 70 万円以上であるかどうかを判定する場合において、その機械及び装置、工具、器具及び備品、建物附属設備又はソフトウェアが法第 81 条の 3 第 1 項の規定により同項の個別損金額を計算する場合の法第 42 条から第 49 条までの規定による圧縮記帳の適用を受けたものであるとき(68</u></p>	<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>の15の5-9(2)に掲げる場合を含む。)</u>は、その圧縮記帳後の金額(68の15の5-9(2)に掲げる場合にあっては、68の15の5-9(2)に定める金額)に基づいてその判定を行うものとする。</p> <p><u>(主たる事業でない場合の適用)</u></p> <p><u>68の15の5-6</u> 連結法人の営む事業が措置法第68条の15の5第1項に規定する事業の用に係る事業(以下「指定事業」という。)に該当するかどうかは、当該連結法人が主たる事業としてその事業を営んでいるかどうかを問わないことに留意する。</p> <p><u>(指定事業とその他の事業とに共通して使用される特定経営力向上設備等)</u></p> <p><u>68の15の5-7</u> 指定事業とその他の事業とを営む連結法人が、その取得等をした特定経営力向上設備等をそれぞれの事業に共通して使用している場合には、その全部を指定事業の用に供したものととして措置法第68条の15の5の規定を適用する。</p> <p><u>(貸付けの用に供したものに該当しない資産の貸与)</u></p> <p><u>68の15の5-8</u> 措置法第68条の15の5第1項に規定する「中小連結親法人」又は「中小連結子法人」である連結法人が、その取得等をした特定経営力向上設備等を自己の下請業者に貸与した場合において、当該特定経営力向上設備等が専ら当該連結法人のためにする製品の加工等の用に供されるものであるときは、当該特定経営力向上設備等は当該連結法人の営む事業の用に供したものととして取り扱う。</p> <p><u>(国庫補助金等の圧縮記帳の適用を受ける場合の取得価額)</u></p>	<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>68の15の5-9 措置法第68条の15の5第2項に規定する税額控除限度額を計算する場合における特定経営力向上設備等の取得価額は、次に掲げる場合には、それぞれ次に定める金額による。</u></p> <p><u>(1) 連結法人が取得等をした特定経営力向上設備等につき、当該取得等をして指定事業の用に供した連結事業年度（以下68の15の5-9において「供用年度」という。）において法第81条の3第1項の規定により同項の個別損金額を計算する場合の法第42条又は第44条の規定の適用を受ける場合 令第54条第3項の規定により同条第1項の取得価額とみなすこととされた金額</u></p> <p><u>(2) 連結法人が取得等をした特定経営力向上設備等につき、供用年度後の連結事業年度において法第81条の3第1項の規定により同項の個別損金額を計算する場合の法第42条又は第44条の規定の適用を受けることが予定されている場合 令第54条第1項各号に掲げる金額から法第42条第1項に規定する国庫補助金等（以下「国庫補助金等」という。）の交付予定金額を控除した金額</u></p> <p><u>②1 (2)の国庫補助金等の交付予定金額は、供用年度終了の日において見込まれる金額による。</u></p> <p><u>2 特定経営力向上設備等の供用年度において、当該特定経営力向上設備等を対象とした国庫補助金等の交付を受けていない場合で、連結法人が、措置法第68条の15の5第2項の規定による税額控除限度額の計算の基礎となる取得価額を上記(2)に定める金額によることなく令第54条第1項各号に掲げる金額により申告をしたときは、供用年度後の連結事業年度（その事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度）において連結基本通達9-2-3（基本通達10-2-2を含む。）の取扱いの適用はないことに留意する。</u></p>	

改 正 後	改 正 前
<p><u>(特定経営力向上設備等の対価につき値引きがあった場合の税額控除限度額の計算)</u></p> <p><u>68の15の5-10</u> 連結法人が措置法第68条の15の5第1項(同法第42条の12の4第1項を含む。)に規定する特定経営力向上設備等を指定事業の用に供した日を含む連結事業年度(その事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度。以下「供用年度」という。)後の連結事業年度において当該特定経営力向上設備等の対価の額につき値引きがあった場合には、供用年度に遡って当該値引きのあった特定経営力向上設備等に係る措置法第68条の15の5第2項(同法第42条の12の4第2項を含む。)に規定する税額控除限度額の修正を行うものとする。</p>	<p>(新 設)</p>
<p><u>(解散の日を含む連結事業年度の意義)</u></p> <p><u>68の15の5-11</u> 措置法第68条の15の5第7項の規定により同条第1項から第3項までの規定の適用がない同条第7項第1号及び第2号に掲げる連結法人は、同条第1項から第3項までの規定を適用しようとする連結事業年度において合併以外の事由により解散した連結法人に限られることに留意する。したがって、連結子法人の解散(合併による解散を除く。)の日を含む連結事業年度においては、当該連結子法人及び同条第7項第3号に掲げる清算中の連結子法人以外の連結法人は、同条第1項から第3項までの規定の適用を受けることができる。</p>	<p>(新 設)</p>

十一 第 68 条の 15 の 6 (雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除) 関係

改 正 後	改 正 前
<p><u>第 68 条の 15 の 6</u> (雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除) 関係</p> <p>(中小連結親法人であるかどうかの判定の時期)</p> <p><u>68 の 15 の 6-1</u> 連結親法人が措置法第 68 条の 15 の 6 第 1 項……………</p> <p>(給与等の範囲)</p> <p><u>68 の 15 の 6-1 の 2</u> 措置法第 68 条の 15 の 6 第 2 項第 2 号……………措置法第 68 条の 15 の 6 第 2 項第 1 号……………</p> <p>(他の者から支払を受ける金額の範囲)</p> <p><u>68 の 15 の 6-2</u> 措置法第 68 条の 15 の 6 第 2 項第 3 号……………</p> <p>(1) ……………<u>特定就職困難者コース助成金</u>……………</p> <p>(2) ……………</p> <p>(出向先法人が支出する給与負担金)</p> <p><u>68 の 15 の 6-3</u> ……………</p> <p>……………<u>措置法第 68 条の 15 の 6 第 2 項第 3 号</u>……………</p> <p>(資産の取得価額に算入された給与等)</p> <p><u>68 の 15 の 6-4</u> 措置法第 68 条の 15 の 6 第 2 項第 3 号……………</p> <p>(継続雇用制度対象者の判定)</p> <p><u>68 の 15 の 6-5</u> 措置法第 68 条の 15 の 6 第 2 項第 8 号……………<u>同項第 9</u></p>	<p><u>第 68 条の 15 の 5</u> (雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除) 関係</p> <p>(中小連結親法人であるかどうかの判定の時期)</p> <p><u>68 の 15 の 5-1</u> 連結親法人が措置法第 68 条の 15 の 5 第 1 項……………</p> <p>(給与等の範囲)</p> <p><u>68 の 15 の 5-1 の 2</u> 措置法第 68 条の 15 の 5 第 2 項第 2 号……………措置法第 68 条の 15 の 5 第 2 項第 1 号……………</p> <p>(他の者から支払を受ける金額の範囲)</p> <p><u>68 の 15 の 5-2</u> 措置法第 68 条の 15 の 5 第 2 項第 3 号……………</p> <p>(1) ……………<u>特定就職困難者雇用開発助成金</u>……………</p> <p>(2) ……………</p> <p>(出向先法人が支出する給与負担金)</p> <p><u>68 の 15 の 5-3</u> ……………</p> <p>……………<u>措置法第 68 条の 15 の 5 第 2 項第 3 号</u>……………</p> <p>(資産の取得価額に算入された給与等)</p> <p><u>68 の 15 の 5-4</u> 措置法第 68 条の 15 の 5 第 2 項第 3 号……………</p> <p>(継続雇用制度対象者の判定)</p> <p><u>68 の 15 の 5-5</u> 措置法第 68 条の 15 の 5 第 2 項第 7 号……………<u>同項第 8</u></p>

改 正 後	改 正 前
号……………	号……………

十二 旧第68条の15の6（生産性向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）関係

改 正 後	改 正 前
(廃止)	<p><u>第68条の15の6（生産性向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）関係</u></p>
(廃止)	<p><u>（生産等設備の範囲）</u></p> <p><u>68の15の6-1 措置法第68条の15の6第1項に規定する生産等設備（以下「生産等設備」という。）とは、例えば、製造業を営む連結法人の工場、小売業を営む連結法人の店舗又は自動車整備業を営む連結法人の作業場のように、その連結法人が行う生産活動、販売活動、役務提供活動その他収益を稼得するために行う活動（以下これらを「生産等活動」という。）の用に直接供される減価償却資産で構成されているものをいう。したがって、例えば、本店、寄宿舎等の建物、事務用器具備品、乗用自動車、福利厚生施設のようなものは、これに該当しない。</u></p> <p><u>④ 一棟の建物が本店用と店舗用に供されている場合など、減価償却資産の一部が連結法人の生産等活動の用に直接供されているものについては、その全てが生産等設備となることに留意する。</u></p>
(廃止)	<p><u>（取得価額の判定単位）</u></p> <p><u>68の15の6-2 措置法令第39条の47第1項第1号又は第2号に規定する機械及び装置又は工具、器具及び備品の1台又は1基の取得価額が160万</u></p>

改 正 後	改 正 前
	<p><u>円以上又は 120 万円以上であるかどうかについては、通常一単位として取引される単位ごとに判定するのであるが、個々の機械及び装置の本体と同時に設置する自動調整装置又は原動機のような附属機器で当該本体と一体になって使用するものがある場合には、これらの附属機器を含めたところによりその判定を行うことができるものとする。</u></p> <p>(廃 止) <u>(取得価額の合計額の判定)</u></p> <p><u>68 の 15 の 6-3 措置法令第 39 条の 47 第 1 項第 2 号に規定する工具、器具及び備品の取得価額の合計額の判定は、工具と器具及び備品とを区別してそれぞれごとに行うことに留意する。</u></p> <p>(廃 止) <u>(圧縮記帳の適用を受けた場合の特定生産性向上設備等の取得価額要件の判定)</u></p> <p><u>68 の 15 の 6-4 措置法令第 39 条の 47 第 1 項各号に規定する機械及び装置、工具、器具及び備品、建物、建物附属設備、構築物又はソフトウェアの取得価額が 160 万円以上、120 万円以上又は 70 万円以上であるかどうかを判定する場合において、その機械及び装置、工具、器具及び備品、建物、建物附属設備、構築物又はソフトウェアが法第 81 条の 3 第 1 項の規定により同項の個別損金額を計算する場合の法第 42 条から第 49 条までの規定による圧縮記帳の適用を受けたものであるとき (68 の 15 の 6-5(2)に掲げる場合を含む。) は、その圧縮記帳後の金額 (68 の 15 の 6-5(2)に掲げる場合にあつては、68 の 15 の 6-5(2)に定める金額) に基づいてその判定を行うものとする。</u></p> <p>(廃 止) <u>(国庫補助金等の圧縮記帳の適用を受ける場合の取得価額)</u></p>

改 正 後	改 正 前
	<p><u>68の15の6-5</u> 措置法第68条の15の6第7項に規定する税額控除限度額(以下68の15の6-5において「税額控除限度額」という。)を計算する場合における<u>特定生産性向上設備等</u>(同条第1項に規定する「特定生産性向上設備等」をいう。以下68の15の6-6までにおいて同じ。)の取得価額は、次に掲げる場合には、それぞれ次に定める金額による。</p> <p>(1) <u>連結法人が取得又は製作若しくは建設</u>(以下「取得等」という。)をした<u>特定生産性向上設備等</u>につき、当該取得等をして事業の用に供した<u>連結事業年度</u>(以下68の15の6-5において「供用年度」という。)において法第81条の3第1項の規定により同項の個別損金額を計算する場合の法第42条又は第44条の規定の適用を受ける場合 <u>令第54条第3項の規定により同条第1項の取得価額とみなすこととされた金額</u></p> <p>(2) <u>連結法人が取得等をした特定生産性向上設備等</u>につき、供用年度後の<u>連結事業年度</u>において法第81条の3第1項の規定により同項の個別損金額を計算する場合の法第42条又は第44条の規定の適用を受けることが予定されている場合 <u>令第54条第1項各号に掲げる金額から法第42条第1項に規定する国庫補助金等</u>(以下「国庫補助金等」という。)の交付予定金額を控除した金額</p> <p>②1 (2)の国庫補助金等の交付予定金額は、供用年度終了の日において見込まれる金額による。</p> <p>2 <u>特定生産性向上設備等の供用年度</u>において、当該<u>特定生産性向上設備等</u>を対象とした<u>国庫補助金等の交付</u>を受けていない場合で、<u>連結法人が、税額控除限度額の計算の基礎となる取得価額を上記(2)に定める金額によることなく令第54条第1項各号に掲げる金額により申告をしたときは、供用年度後の連結事業年度</u>(その事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、<u>当該事業年度</u>)において<u>連結基本通達9-2-3</u>(基本通達10-2-2を</p>

改 正 後	改 正 前
	<p><u>含む。)の取扱いの適用はないことに留意する。</u></p> <p>(廃 止) <u>(貸付けの用に供したものに該当しない資産の貸与)</u> <u>68の15の6-6 連結法人が、その取得等をした特定生産性向上設備等を自</u> <u>己の下請業者に貸与した場合において、当該特定生産性向上設備等が専ら</u> <u>当該連結法人のためにする製品の加工等の用に供されるものであるとき</u> <u>は、当該特定生産性向上設備等は当該連結法人の営む事業の用に供したも</u> <u>のとして措置法第68条の15の6の規定を適用する。</u></p> <p>(廃 止) <u>(特定生産性向上設備等の対価につき値引きがあった場合の税額控除限度額の計</u> <u>算)</u> <u>68の15の6-7 連結法人が措置法第68条の15の6第1項に規定する特定生産</u> <u>性向上設備等(同法第42条の12の5第1項に規定する特定生産性向上設備等</u> <u>を含む。)を事業の用に供した日を含む連結事業年度(その事業年度が連結事</u> <u>業年度に該当しない場合には、当該事業年度。以下「供用年度」という。)後</u> <u>の連結事業年度において当該特定生産性向上設備等の対価の額につき値引きが</u> <u>あった場合には、供用年度に遡って当該値引きのあった特定生産性向上設備等</u> <u>に係る措置法第68条の15の6第7項(同法第42条の12の5第7項を含む。)</u> <u>に規定する税額控除限度額の修正を行うものとする。</u></p> <p>(廃 止) <u>(ソフトウェアの改良費用)</u> <u>68の15の6-8 連結法人が、その有するソフトウェアにつき新たな機能の追加、</u> <u>機能の向上等に該当するプログラムの修正、改良等(以下「新たな機能の追加</u> <u>等」という。)のための費用を支出した場合において、その付加された機能等</u> <u>の内容からみて、実質的に新たなソフトウェアを取得したことと同様の状況に</u></p>

改 正 後	改 正 前
(廃 止)	<p><u>あるものと認められるときは、当該費用の額をソフトウェアの取得価額として措置法第 68 条の 15 の 6 第 1 項又は第 7 項の規定の適用があるものとする。</u></p> <p><u>(解散の日を含む連結事業年度の意義)</u></p> <p><u>68 の 15 の 6-9 措置法第 68 条の 15 の 6 第 11 項の規定により同条第 1 項及び第 7 項の規定の適用がない同条第 11 項第 1 号及び第 2 号に掲げる連結法人は、同条第 1 項及び第 7 項の規定を適用しようとする連結事業年度において合併以外の事由により解散した連結法人に限られることに留意する。したがって、連結子法人の解散（合併による解散を除く。）の日を含む連結事業年度においては当該連結子法人及び同条第 11 項第 3 号に掲げる清算中の連結子法人以外の連結法人は、同条第 1 項及び第 7 項の規定の適用を受けることができる。</u></p>

十三 第 68 条の 16 ((特定設備等の特別償却) 関係)

改 正 後	改 正 前
<p>(特別償却の対象となる特定設備等)</p> <p>68 の 16 (1) -1</p> <p>(1)</p> <p>(2)<u>措置法令第 39 条の 49 第 6 項</u>.....</p> <p>(特定設備等を貸し付けた場合の不適用)</p> <p>68 の 16 (1) -2</p> <p>.....<u>措置法令第 39 条の 49 第 7 項</u>.....</p>	<p>(特別償却の対象となる特定設備等)</p> <p>68 の 16 (1) -1</p> <p>(1)</p> <p>(2)<u>措置法令第 39 条の 49 第 5 項</u>.....</p> <p>(特定設備等を貸し付けた場合の不適用)</p> <p>68 の 16 (1) -2</p> <p>.....<u>措置法令第 39 条の 49 第 6 項</u>.....</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(取得価額の判定単位)</p> <p>68 の 16 (1) -4<u>600 万円</u>以上.....</p> <p>(圧縮記帳をした<u>公害防止用設備</u>の取得価額)</p> <p>68 の 16 (1) -5<u>600 万円</u>以上.....</p> <p style="text-align: center;">第 2 款 <u>公害防止用設備</u></p> <p>(中小連結法人であるかどうかの判定の時期)</p> <p>68 の 16 (2) -2「<u>第 68 条の 9 第 8 項第 5 号に規定する中小連結法人</u>」又は「<u>連結親法人である第 42 条の 4 第 8 項第 7 号に規定する農業協同組合等</u>」.....</p> <p style="text-align: center;">第 4 款 <u>自動車教習用貨物自動車</u></p> <p>(<u>中小連結法人等であるかどうかの判定の時期</u>)</p> <p>68 の 16 (4) -1 <u>連結法人が、措置法第 68 条の 16 第 1 項の表の第 3 号の上欄に規定する「中小連結法人等」に該当する連結法人であるかどうかは、特定設備等の取得等をした日及び事業の用に供した日の現況によって判定するものとする。</u></p> <p>(<u>指定自動車教習所を設置するものであるかどうかの判定の時期</u>)</p> <p>68 の 16 (4) -2 <u>連結法人が、措置法第 68 条の 16 第 1 項の表の第 3 号の上欄に規</u></p>	<p>(取得価額の判定単位)</p> <p>68 の 16 (1) -4<u>300 万円</u>以上.....</p> <p>(圧縮記帳をした<u>公害防止設備等</u>の取得価額)</p> <p>68 の 16 (1) -5<u>300 万円</u>以上.....</p> <p style="text-align: center;">第 2 款 <u>公害防止設備</u></p> <p>(中小連結法人であるかどうかの判定の時期)</p> <p>68 の 16 (2) -2「<u>中小連結法人 (連結親法人である同項第 5 号に規定する農業協同組合等を含む。)</u>」.....</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p>定する「指定自動車教習所として指定された……自動車教習所を設置するもの」 に該当する連結法人であるかどうかは、特定設備等の取得等をした日及び事業 の用に供した日の現況によって判定するものとする。</p>	

十四 第 68 条の 18 (被災代替資産等の特別償却) 関係

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">第 68 条の 18 (被災代替資産等の特別償却) 関係</p> <p>(同一の用途の判定)</p> <p>68 の 18-1 措置法令第 39 条の 50 の 2 各号に規定する「その用に供することが できなくなった時の直前の用途と同一の用途に供される」ものであるかどうか は、その資産の種類に応じ、おおむね次に掲げる区分により判定する。</p> <p>(1) 建物 (その附属設備を含む。以下同じ。) にあつては、住宅の用、店舗又 は事務所の用、工場用の用、倉庫の用、その他の用の区分</p> <p>(2) 構築物にあつては、鉄道業用又は軌道業用、その他の鉄道用又は軌道用、 発電用又は送配電用、電気通信事業用、放送用又は無線通信用、農林業用、 広告用、競技場用、運動場用、遊園地用又は学校用、緑化施設及び庭園、舗 装道路及び舗装路面、その他の区分</p> <p>(3) 機械及び装置にあつては、耐用年数通達付表 10 (機械及び装置の耐用年数 表 (旧別表第 2)) に掲げる設備の種類の種類区分</p> <p>④ 措置法令第 39 条の 50 の 2 第 1 号に規定する被災建物 (以下「被災建物」 という。) 又は当該被災建物に代わるものとして取得等 (取得又は製作若し くは建設をいう。以下同じ。) をした建物 (以下「被災代替建物」という。)</p>	<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>が2以上の用途に併用されている場合において、被災代替建物が被災建物と同一の用途に供されるものであるかどうかは、各々の用途に区分して判定するのであるが、連結法人が主たる用途により判定しているときは、これを認めて差し支えない。</u></p> <p><u>被災建物が用途の異なる2以上の建物である場合において、一の被災代替建物が2以上の用途に併用される建物であるとき、又は一の被災建物が2以上の用途に併用されている場合において、被災代替建物が用途の異なる2以上の建物であるときも、同様とする。</u></p> <p><u>(床面積の意義)</u></p> <p><u>68の18-2 措置法令第39条の50の2第1号に規定する床面積は、建築基準法施行令第2条第1項第3号に規定する床面積によるものとする。</u></p> <p><u>(2以上の被災代替建物を取得した場合の適用)</u></p> <p><u>68の18-3 連結法人が、一の被災建物に代わるものとして事業の用に供することができなくなった時の直前の用途と同一の用途に供される2以上の被災代替建物の取得等をして事業の用に供する場合において、当該2以上の被災代替建物の床面積の合計面積が当該被災建物の床面積の1.5倍を超えるときは、当該2以上の被災代替建物の床面積のうちいずれを当該被災建物の床面積の1.5倍に相当する部分とするかは、連結法人の計算によるものとする。</u></p> <p><u>(注) 連結法人が、2以上の連結事業年度にわたって被災代替建物の取得等をして事業の用に供する場合において、最初に措置法第68条の18第1項の規定の適用を受ける連結事業年度の同項の規定の適用を受ける当該被災代替建物の床面積が被災建物の床面積の1.5倍に満たないときは、その満たない床面積に相当する部分は、翌連結事業年度以後に取得等をして事業の用に供する</u></p>	<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>被災代替建物に充てることができることに留意する。</u></p> <p><u>(おおむね同程度以下の構築物の意義)</u></p> <p><u>68 の 18-4 措置法令第 39 条の 50 の 2 第 2 号に規定する「おおむね同程度以下のもの」とは、連結法人が取得等をした構築物の規模が同号に規定する被災構築物の規模のおおむね 1.3 倍程度以下のものをいうものとする。</u></p> <p><u>(貸付けの用に供したものに該当しない資産の貸与)</u></p> <p><u>68 の 18-5 連結法人が、その取得等をした機械及び装置を自己の下請業者に貸与した場合において、当該機械及び装置が専ら当該連結法人のためにする製品の加工等の用に供されるものであるときは、当該機械及び装置は当該連結法人の営む事業の用に供したものと措置法第 68 条の 18 の規定を適用する。</u></p> <p><u>(建物等と一体的に事業の用に供される附属施設)</u></p> <p><u>68 の 18-6 措置法第 68 条の 18 第 1 項に規定する「建物又は構築物と一体的に事業の用に供される附属施設」とは、特定非常災害（同項に規定する特定非常災害をいう。）に基因して事業又は居住の用に供することができなくなった建物又は構築物と機能的及び地理的な一体性を有して事業の用に供される施設をいうのであるから、例えば、滅失をした工場の構内にある守衛所、詰所、自転車置場、浴場その他これらに類する施設又は滅失をした建物に隣接する駐車場等の施設がこれに該当する。</u></p> <p><u>(注) 同項に規定する附属施設は、当該特定非常災害に基因して事業又は居住の用に供することができなくなったものであるかどうかは問わないことに留意する。</u></p>	<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>(付随区域)</u></p> <p><u>68 の 18-7 措置法第 68 条の 18 第 1 項に規定する「被災区域である土地に付随して一体的に使用される土地」とは、当該被災区域である土地と一団をなす土地で当該被災区域である土地の使用に伴って一体的に使用されるものをいうのであるから、例えば、建物を建築する場合において、当該被災区域である土地とともにその建物の敷地の用に供される土地がこれに該当する。</u></p>	<p>(新 設)</p>
<p><u>(中小連結法人等であるかどうかの判定の時期)</u></p> <p><u>68 の 18-8 連結法人が、措置法第 68 条の 18 第 1 項に規定する「中小連結法人等」に該当する連結法人であるかどうかは、同項に規定する被災代替資産等の取得等をした日及び事業の用に供した日の現況によって判定するものとする。</u></p>	<p>(新 設)</p>

十五 第 68 条の 19 (関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却) 関係

改 正 後	改 正 前
<p>(研究所用施設の要件の判定)</p> <p>68 の 19-2 <u>3 億円以上</u>..... (注) <u>3 億円以上</u>.....</p>	<p>(研究所用施設の要件の判定)</p> <p>68 の 19-2 <u>2 億円以上</u>..... (注) <u>2 億円以上</u>.....</p>

十六 第 68 条の 24 (共同利用施設の特別償却) 関係

改 正 後	改 正 前
<p>(圧縮記帳の適用を受けた場合の共同利用施設の取得価額要件の判定)</p>	<p>(圧縮記帳の適用を受けた場合の共同利用施設の取得価額要件の判定)</p>

改 正 後	改 正 前
68 の 24-1 …………… <u>200 万円以上</u> ……………	68 の 24-1 …………… <u>100 万円以上</u> ……………

十七 旧第 68 条の 34 (サービス付き高齢者向け賃貸住宅の割増償却) 関係

改 正 後	改 正 前
(廃 止)	<u>第 68 条の 34 (サービス付き高齢者向け賃貸住宅の割増償却) 関係</u>
(廃 止)	<u>(サービス付き高齢者向け賃貸住宅の範囲)</u>
	<u>68 の 34-1 措置法第 68 条の 34 の規定の適用を受けることができる同条第 1 項に規定するサービス付き高齢者向け賃貸住宅 (以下「サービス付き高齢者向け賃貸住宅」という。) は、同項に定める期間内に新築されたもので、かつ、新築後使用されたことのないものに限られるのであるから、当該期間内に新築されたものであっても、新築後他の用に使用されていたもの又は他から取得した中古住宅等については適用がないことに留意する。</u>
(廃 止)	<u>(各独立部分の意義)</u>
	<u>68 の 34-2 措置法令第 39 条の 63 第 1 項に規定する各独立部分で高齢者の居住の安定確保に関する法律第 7 条第 2 項に規定する登録簿に記載されているものは、当該登録簿に記載されている同条第 1 項第 1 号に規定する各居住部分 (賃貸住宅にあっては住戸をいい、有料老人ホームにあっては入居者ごとの専用部分をいう。) で、かつ、措置法令第 39 条の 63 第 1 項各号の要件を満たすものをいうことに留意する。</u>
(廃 止)	<u>(サービス付き高齢者向け賃貸住宅の各独立部分の数が 10 以上であるかどうか</u>

改 正 後	改 正 前
	<p><u>の判定の時期等)</u></p> <p><u>68の34-3 サービス付き高齢者向け賃貸住宅は、その共同住宅又は長屋に係る各独立部分の数が10以上である場合における当該各独立部分に限られるのであるが、当該各独立部分の数が10以上であるかどうかは、措置法第68条の34第1項の規定の適用を受ける各連結事業年度終了の日（同項に規定する供用期間の末日を含む連結事業年度については、当該供用期間の末日）の現況によって判定するものとする。</u></p> <p><u>この場合において、当該各独立部分の数が10に満たないこととなった連結事業年度については、当該各独立部分の全てについて同項の規定の適用がないことに留意する。</u></p> <p><u>(特定都市再生建築物等にサービス付き高齢者向け賃貸住宅が含まれる場合)</u></p> <p><u>68の34-4 連結法人が、措置法第68条の35第3項に規定する特定都市再生建築物等の全部又は一部を取得した場合において、当該連結法人の取得した部分にサービス付き高齢者向け賃貸住宅に該当する部分が含まれているときは、当該サービス付き高齢者向け賃貸住宅部分については措置法第68条の34第1項の規定を適用し、それ以外の部分については措置法第68条の35第1項の規定を適用することができることに留意する。</u></p> <p><u>(資本的支出)</u></p> <p><u>68の34-5 措置法第68条の34第1項の規定を受けているサービス付き高齢者向け賃貸住宅について資本的支出（増築に該当するものを除く。以下同じ。）がされた場合には、当該サービス付き高齢者向け賃貸住宅について同項の規定の適用がある期間内に限り、当該資本的支出に係る金額についても同項の規定の適用があるものとする。</u></p>

(廃止)

(廃止)